

令和 5 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 8 月 25 日

担当部・課：保健福祉部子ども保育課〔内線 2528〕

① 件 名
認定こども園法の一部改正に伴う関係条例の整理について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）が改正された。</p> <p>【目的】</p> <p>認定こども園法の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 （平成 18 年法律第 77 号）（認定こども園法）</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 （令和 5 年法律第 58 号）</p> <p>石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 （平成 26 年石巻市条例第 36 号）</p> <p>石巻市認可保育所等の保育料に関する条例（平成 26 年石巻市条例第 51 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 5 年 6 月 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布
⑤ 主な内容
<p>関係法令の改正に伴い、下記の関係する条例の一部改正を行う。</p> <p>1 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正 認定こども園法第 3 条第 10 項が削除されたことに伴い、次のとおり整理する。</p> <p>第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。</p> <p>2 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の改正 認定こども園法第 3 条第 10 項が削除されたことに伴い、次のとおり整理する。</p> <p>第 2 条第 1 号及び第 3 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討
関係法令の改正に伴う条例の改正であることから、全国の自治体においても同様の改正を予定している。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和5年9月 市議会第3回定例会に、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の一部を改正する条例について提案 (施行予定年月日：公布の日から施行)
⑨ その他